

**平成28年第2回七戸町議会定例会  
会議録（第3号）**

平成28年6月8日（水） 午前10時03分 開会

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第 6号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 2 報告第 7号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 3 報告第 8号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 5 報告第10号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 6 報告第11号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 7 報告第12号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 8 報告第13号 専決処分事項の報告について  
(平成27年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号))
- 日程第 9 報告第14号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第10 報告第15号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第11 報告第16号 専決処分事項の報告について  
(七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

- 日程第 1 2 報告第 1 7 号 専決処分事項の報告について  
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 1 3 報告第 1 8 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町東八甲田家族旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 1 4 報告第 1 9 号 専決処分事項の報告について  
(平成 2 8 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 七戸町工場誘致促進条例の全部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 町有財産の無償譲与について
- 日程第 1 7 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度七戸町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 報告第 2 0 号 平成 2 7 年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 7 発議第 1 号 奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について
- 日程第 2 8 発議第 2 号 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について
- 日程第 2 9 議員派遣について
- 追加日程第 1 議案第 5 0 号 物品購入契約の締結について  
(消防ポンプ自動車 (C D - I 型) 購入)
- 追加日程第 2 議案第 5 1 号 物品購入契約の締結について  
(スクールバス購入)
- 追加日程第 3 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について  
(七戸中学校屋外運動場改修工事)

追加日程第 4 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について  
(七戸中学校東側駐車場整備工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	鳥谷部昇君	支所長 (兼庶務課長)	八幡博光君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	加藤司君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君
学務課長	中野昭弘君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部慎一郎君
世界遺産対策室長	小山彦逸君	農業委員会会長	高田武志君
農業委員会事務局長	町屋均君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	古屋敷満君

選挙管理委員会事務局長 甲 田 美喜雄 君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 原 子 保 幸 君      事務局 次 長 中 村 孝 司 君

---

○会議録署名議員

3 番 澤 田 公 勇 君      4 番 疇 清 悦 君

---

○会議を傍聴した者（3名）

---

○会議の経過

---

○開議宣告

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがって、平成28年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。  
これより、6月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第6号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 報告第6号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決をします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 報告第7号

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第2 報告第7号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

- 7番（佐々木寿夫君） 8ページ、国庫支出金で、療養給付費負担金というのが1億5,000万円ほど減額になっているのですが、これはなぜですか。

- 議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

- 町民課長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

療養給付費負担金については、その年度3月から翌年の2月までの療養費に対しての割合で決定するわけですが、申請時期が1月になっておりまして、その時期に試算した結果に基づいて今回、この額が1億5,000万円の減というふうに計算されまして計上しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この療養給付費負担金というのは国庫支出金ですから、これは要するに、医療を受けた者に対する町の負担金、これは多分、一定の割合の計算方法があると思うのですが、療養費は、一体、県から何%ぐらいの計算で、来ているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

町の療養給付のうちの32%が、国庫負担金の率として計算されて、来ております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この32%が、町の療養給付費負担金ということに来ていているのですが、たしか数年前はもっと高い32%でなく、もっと国からのお金が、支出金、来ているような感じがするのですが、この前は大体どれぐらいだったか、知っていたら教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） お答えいたします。

32%の前の率でありますけれども、以前は、40%というふうになっておりました。平成17年に、県の財政調整交付金の導入に伴う国庫負担金の見直しがありまして、そのときに36%への見直しとなっております。その後、また県の調整交付金に2%引き上げするという見直しがありまして、同時に、国庫負担金の見直しで34%から2%分の32%というふうに制度が変わっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですね。

次にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第7号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町国民健

康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 報告第8号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 報告第8号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第4 報告第9号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 報告第9号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第5 報告第10号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 報告第10号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第6 報告第11号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第6 報告第11号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第7 報告第12号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第7 報告第12号専決処分事項の報告について（平成27

年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第8 報告第13号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 報告第13号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号専決処分事項の報告について（平成27年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第9 報告第14号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 報告第14号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第10 報告第15号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第10 報告第15号専決処分事項の報告について(七戸町税条例等の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) これは平成28年に、ことしの3月に成立した地方税法の一部を改正する法律を受けて改正しているのですが、この法律の中には、いわゆる交付金の計算算入で、基準財政需要額の計算が、今までの、各自治体で必要な計算よりもトップランナー方式にして、要するに、民営化とか指定管理者制度にそれぞれの施設として、経費を削減した、それを参考にして、要するに、町に対する交付金を決めるという、とんでもないやり方を国会で通したわけですが、この税条例の改正案を見ていると、ちょっと、そこが見えないから、それがどういうふうになっているのかということをお伺いしたいです。

それから、もう一つは、そのときに外形標準課税の拡大も国のほうで決めているのですよね。外形標準課税を拡大して、いわゆる、今までは、1億円以上の会社に対して、一気に加入するのではなくて、もう、施設設備等で課税するというやり方をしていたのですが、外形標準課税をするとそういうふうになるわけで、非常に企業にとっては、大企業は負担にはならないのですが、利益の少ない企業は、負担になるわけですね。そして、それが今度は、1億円以下まで拡大されるというふうなことも、国会で、地方税法の一部改正で決まっているのですが、うちのほうを見ると、軽自動車のことが中心になっていますので、外形標準課税もどういうふうになっているか、以上2点伺います。

○議長(田嶋輝雄君) 税務課長。

○税務課長(鳥谷部 勉君) お答えします。

今回の改正については、今、質問にあった事項は含まれておりません。

2番目の質問についてですけれども、そのことについても、今回の改正については含まれておりません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

トップランナー方式の導入についての説明を補足したいと思います。

平成28年度から議員がおっしゃるような取組方式に変わります。そうなることによって、これは先進的に指定管理だったりだとか、業務委託をしている市町村は、経費の削減に努めているわけですので、そうしていない市町村についても、同じような算定方式で交付税を算定していくということになります。そうなりますと、それを行わないと、その分、各自治体、行っていない自治体は、経費が多くそこでかかることになりますので、段階的ではありますが、我が町においても、そういう業務委託であったりとか指定管理を促進する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 国のほうで、たしか、この業務委託や民営化というのは、学校給食や公民館、図書館なんかも入っていますね。そういうふうに広げて、要するに、民営化をしないと、要するに、交付金を減らすよ、という非常にひどいやり方をしているのですよね。外形標準課税にしても、多分これは、今のこれには触れられていないのですが、一部実施されているかもしれませんね。そこで、税務課長に伺います。この外形標準課税というのは一部実施されているかどうかということをお伺いします。

それから、このトップランナー方式は、国からの交付金の計算もそうなのですが、税金を取るのにも、多分、徴収率の高い自治体に対して参考にして、税金を取れということになるような感じもするのですよね。それで、その税の徴収についても、ひどいやり方を決めているのか、その辺がどうかということ、これで二つですね。

それから、財政課長に伺いたいのですが、このトップランナー方式というのを導入する学校給食とか、幾つかの事業があると思うのですが、その幾つかの事業が、もしわかっていたらお知らせください。それから、町がどれぐらいの収入減になるかもお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 税務課長。

○税務課長（鳥谷部 勉君） お答えします。

外形標準課税については、その前段階の税率の下がったものについては、平成26年10月以降新設された法人について、既にもう適用されております。

2番目の基準財政収入額の算定に用いる徴収率ですけれども、現行であれば全国の平均的な徴収率を標準的な徴収率として算定されておりましたが、見直し後になれば、上位3

分の1の地方自治体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定するということになるとは思われます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

今の佐々木議員がおっしゃった、まず学校給食に関してでございますが、現行小学校費に関して、年間2,255万5,000円が1校当たり算定の基準額となっています。これは見直し後も、この価格は据え置きになります。

ただし、その他で申し上げますと、例えば、小学校の用務員費ですが、これも業務委託をしていない現行ですと370万7,000円が1校当たり算定されてます。これに関しては、もう行っている団体に合わせて、1校当たり292万7,000円で算定するというふうに数値が出されております。ただし、これらに関して、今後、普通交付税のほうにどれぐらい減額が見込まれるかについては、また試算できておりません。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この地方税法の改正というのは、いわゆる交付金の地方自治体の財政調整機能とか、それから地方自治体のいわゆる所得の不平等化をなくするために、この交付金というのが出てきているのですが、それを根本的に変えるひどいやり方なのですよね。だから今も用務員費なども削減される、そういうのがたしか15項目ぐらいが削減ということになるわけですから、それでなくても、いわゆるまちの税金が、二つの町村が合併したことによって、この計算の仕方を変えて一本化したために減るのに、さらに、これであるわけですから、しかも町税も強化される方向ですから、本当にこれはよくない法律なのですが、とりあえずこのことは、軽自動車税が中心ですから、今はそれだけお聞きしておきます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改

正する条例について)は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第11 報告16号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 報告第16号専決処分事項の報告について(七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番議員。

○15番(三上正二君) 一つ確認なのですが、これ、前のときにかかった七戸町で企業を創設するのと、それと絡みがあるのですか、ないのですか。議案第48号にも似たようなものが出てきているのですが、これはあくまでも誘致というのは、ほかから誘致をするということのみでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 税務課長。

○税務課長(鳥谷部 勉君) お答えします。

今の税制改正に伴う改正になっておりますので、48号議案の条例の改正とは別のものと解釈していただきたいと思います。

以上です。

○議長(田嶋輝雄君) 企画調整課長。

○企画調整課長(高坂信一君) お答えいたします。

これは企業立地促進法に基づきまして、青森県が計画を定めているものでございます。県は県内を2カ所に分けまして、津軽地域と下北県南地域というふうに分けた計画を策定しております。

その中で、企業立地の重点促進地域という地域を設けておりまして、そこに、たしか県外だと思ってましたけれども、そこに入ってくる企業が、この計画に則った形で創業する場合、この支援を受け入れることができるということでございます。

以上でございます。

○議長(田嶋輝雄君) 15番議員。

○15番(三上正二君) そうすれば、中身はわかりましたけれども、あくまでも県外から来るものに対する奨励のひとつということで理解していいのですね。そうすれば、ことし新たに設置された、町の中での、地元の人たちが企業を創設するという形に対してではなく、それは要するに県外から来た人には優遇されるのだけれども、中でやる人については、この件に関しての優遇措置は、ないということで、よろしいのでしょうか。

○議長(田嶋輝雄君) 企画調整課長。

○企画調整課長(高坂信一君) お答えいたします。

大変申しわけないのですが、私の記憶の中は、県外という記憶でありまして、今、はっ

きりしたことが、ちょっと定かではありませんので、後で調べてお答えしたいと思います。  
大変申しわけございません。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号専決処分事項の報告について（七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第12 報告第17号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第12 報告第17号専決処分事項の報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第17号専決処分事項の報告について（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第13 報告第18号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第13 報告第18号専決処分事項の報告について（七戸町東八甲田家族旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第18号専決処分事項の報告について（七戸町東八甲田家族旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第14 報告第19号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第14 報告第19号専決処分事項の報告について（平成28年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告19号専決処分事項の報告について（平成28年度七戸町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

○日程第15 議案第48号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 議案第48号七戸町工場誘致促進条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番（松本祐一君） 工場誘致促進条例の全部を改正する条例ということで、これは全部が変わったということで理解してよろしいのでしょうか。このどこが変わったか説明願えれば助かります。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

条例の改正につきましては、全部または一部とか改正の仕方があるわけですが、全部を改正するという事は、既存の条例そのものは維持すると。そして形式的な存続を図りながら、具体的内容を全面的に改めるということで、全部改正というふうにしております。

どこが変わったかということですが、まずは対象、これは新旧対照表がついてないものですから、わかりにくいかと思いますが、まず、今までの条例は町外の企業が対象でございました。それを現在操業をしている町内の企業もこの対象とするということで、まず、その対象を町外に限っていたものから町内の企業まで広めたということと。

それから、2点目としましては、業種を拡大しました。今までは、業種が限られておりましたが、時代の流れでいろいろな業種がありますので、その業種の範囲を拡充しております。

それから、この奨励措置を受けるための要件、基準、これは改正前はかなり厳しい要件とか基準でございまして、その要件をかなり緩和した内容となっております。

それから、前は、用地取得奨励金という奨励措置がありました。これは用地を必ず取得した場合に、奨励措置を受けれるものでしたが、これを、最近、用地を賃貸で行う企業や、こういうのもあることから、用地を必ずしも購入しなくても要件さえ満たしていれば対象となるというようなことから、これを用地取得奨励金を立地奨励金へ改めております。

それから、雇用奨励金につきましては、これまで新規の従業員を20人以上を雇用したときに奨励を受けれるとしておりましたが、基準を満たせば1人目からでも交付できるというふうに改正しております。

主な改正点は以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） 町内にも業種を広めたということは、大変いいことだと思います。私はよかったなと思っております。それで、2月でしたでしょうか、3月でしたか

しょうか、山田桂一郎さんの観光フォーラムがありましたですね。そのときに、パネラーの方もお出でになりまして、その席上、白石議員さんが質問をしたのですよ。やっぱり人口減少を食い止めるためには、手っ取り早いのは企業の誘致だと、たしかそう質問しました。ただ、パネラーの方はいろいろな数値を出して、それは時代おくれみたいなことを話して、私はそのときは反論できせんでしたけれども、やっぱり手っ取り早いのは企業の誘致だと思いますよ。もちろん町内で起業してもらえれば、それに幸いしたことはありません。ただ、そのフォーラムをやって以降、企業誘致に、または企業を支援した方が、いらっしやいますでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

まだ、そういう話はございません。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） 町長、やっぱり企業誘致も大事だと思いますよ。この前のフォーラムだと、何か企業誘致はもう古くさい時代のあれなのだと、そういう考え方のパネラーの人が、名前を忘れたのですけれども、そういう発言でした。やはり企業も誘致するし、もちろん、まち中で起業してもらおうと。でもそういう人というのは、なかなか出てこないのですよ。そういう人が出てきていけばみんな榮えていますよ。ということですから、ぜひ町長も足を運んで企業誘致に努力していただきたい。手っ取り早いのは、やっぱり白石議員がおっしゃった、私は企業誘致だと思いますよ。その点も忘れないで、これからの陳情等をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長に答弁を求めますか。

町長。

○町長（小又 勉君） 基本的には農業が非常に手厚いと。ただし、商工業には何もないという声は、実は今までありまして、だから、町外はもちろんだけれども、町内でのそういう今やっている人、あるいはまたこれからやろうとする人、そういった人にもいろいろ助成をして、そういった商工業、あるいはまた企業の立地を図るといふねらいのもので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） 企業誘致にも陳情等に行ったら励んでくださいということです。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 私も非常によいことだと思います。県外からの、町外からの企業誘致も大事でしょう。それももちろん必要だと思います。でも、今、ここの中にある人

たちがこの企業を立ち上げるとか、そういう形の中で最も大事だと思うのですよ。この前も議長と先般、東京に行ってきたときも、利用すべきはこれからの時代は行政の人、それとシニア・老人の人たちを使ってやったほうがいいよ、という話もありました。ただ、それはいいなと基本的にはありがたい、いいことなのですけれども、ただ、こういうような話をされ新しくやるということは、ないことが始まるのですよね。ということは、恐らくこれも、今までの形の何かに当てはめた形の中で、こういう条例が組まれていると思うのですけれども、これからやるとするならば、なかなか今までない形のパターンで新しい企業立地とか、そういうのがあったら、それに対応するような幅を持ったそういう形で条項等を運用してもらえればと思いますので、その辺はどうなっているのでしょうか。

もう1回言います、もっと簡単に言います。これはこれでいいのですけれども、この今までないあり方というのは、これからも多分出てくると思う。どんどん物が、世の中が動いているからね。今までのやり方は、やり方でよろしいのですけれども、当てはまらない分野でのやり方というのは、出てくる可能性もあるわけですよ。だから、その辺のところは、要するに、町そのものの条例の中でつくるのだから、これはこれでいいのです、かなりカバーしていると思います。でも、それに当てはまらなくても、基本的な形がよければなということの運用について、そういう条例の中を考えてつくり、これはこれでいいのですけれどもね。そういう意味です。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） この今の条例は、かなり大きい金額ですので、大規模企業ということになります。今、三上議員がおっしゃっているのは、商工観光課で、この前始めました創業支援事業補助金のことだと思いますが、これは、その今つくったのですが、状況を見ながらどんどん変えていく予定ですので、いる人たちが創業しやすいような形をこれからつく上げていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、大変心配りが悪くて申しわけありませんでした。一部改正でありますと、新旧対照表で大体わかると思いますが、全部改正だと、どこが変わったから恐らくわからないと思いますので、次回から全部改正の場合は、改正内容を若干書いたのを付記して提出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○15番（三上正二君） わかりました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号七戸町工場誘致促進条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第16 議案第49号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第16 議案第49号町有財産の無償譲与についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第49号町有財産の無償譲与については、原案のとおり可決されました。

---

○日程第17 議案第40号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第17 議案第40号平成28年度七戸町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから、9ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 次に、歳出に入ります。

10ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、3款2項5目放課後児童対策事業費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 13ページ、個人番号カード関連事務委任交付金のところなの

ですが、いわゆるこの個人番号カードというのは、カードは現在町民のどれぐらいの人が取得しているか、まず、そのことをお伺いします。

それから、14ページ、ヤングファミリー定住促進事業補助金、若者移住定住促進事業補助金と、こうなっているのですが、ヤングファミリー定住促進事業補助金とか、この辺は大体どれぐらい利用者があるものかお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 最初に、町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） 個人番号カードに関する質問にお答えいたします。

現在、個人番号カードの申請件数は1,136人となっております。このうち町のほうに作成されて届いているカードは1,059枚となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 続いて、地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、ヤングファミリーですけれども、これは平成25年度から事業が始まりまして、いわゆる子育て世帯、あるいは新婚世帯というところにアパート等の補助金を最大2年間、今、補助するというところでございまして、平成25年当初は8件、平成26年度は18件、平成27年度は20件、そして今年度も継続が既に10件あって、新規が7件来ているというような状況でございます。

それと若者移住定住促進事業というものは、こちらにつきましては、いわゆる、昨年、一昨年とやりました婚活事業等が含まれている事業でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 個人番号カードは、現在そうすると、1,059枚が発行されているということなのですが、人口が1万7,000人で、有権者が1万4,000人ですから、仮に有権者で見ても14分の1だから、非常に少ないという感じがするのですが、私も町民によく聞かれるので、急いで申告しなければ、急いでこれはもう申請しなければいけないのか、何か不利益をこうむるのかということ聞かれるわけですが、その辺についてお答えください。

それから、ヤングファミリーは、平成25年は8件、平成26年は18件、これで七戸町の人口増にこれは大体貢献しているのかなと思うのですが、その辺の評価は誰に聞けばいいのか、町長から聞こうかな、ヤングファミリー助成、これはいわゆる町の若者の人口維持にとって効果があるのか、子供とかは増えているか、この辺について、どういうふうにお考えか、町長でもいいですし、課長でもいいですが、お伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町民課長。

○町民課長（甲田美喜雄君） 個人番号カードの申請に関する質問についてお答えいたします。

個人番号カードについては、通知カードの中で申請すれば個人番号カードとしてもらえ

ると、顔写真つきのカードになるということで、申請がされることとなりますが、これには期限がございません。必要になった段階で申請することができます。

なお、窓口に来ている方のお話を聞いてみますと、個人番号カードを申請する理由については、身分証明書として使いたい。顔付の公的な証明書になりますので、身分証明書として使いたい。または、イータックスなどの申請、インターネットで確定申告等をやるために、認証システムがこのカードに機能されておりますので、それを使うために今回申請するという方がおります。それ以外の方については、社会保障の点については、通知カードの番号があれば問題ございませんので、特別今すぐにやらなければいけないというふうなことではないかと思えます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

今の御質問ですけれども、人口の増加、あるいは定住の促進になっているのかという御質問ですけれども、まず、結婚するということで、親と同居していて、そこから離れてアパートを借りるというケースがあると思います。そうすると、こういう制度がなければ他町村に行くという場合もありますので、一つは定住という意味では、効果があると思っています。また、今年度は他町村から入ってくる方があるというケースがありまして、いろいろと、この事業も平成25年度から始まって、だんだん浸透してきていますので、他町村にも聞こえていくと、七戸町ではこういう事業をやっているのかというところで、ほかからも入ってくるということで、微増でありますけれども人口増につながっていくと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（佐々木寿夫君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（松本祐一君） 12ページの総務費の財産管理費の13節委託料、役場庁舎躯体調査業務委託料、そしてまた、7目の七戸支所費ということで、役場庁舎の問題が出てきました。そして、2日に全員協議会を開きまして、説明を受けたわけですけれども、あの時点では、すぐ渡されて、すぐというちょっと勉強不足もありまして、ああいう形になったのですけれども、私は畜協の5万2,000平米でしたか、6万2,000平米を町で買い取るということをお大賛成であります。ぜひそこに、公共施設を集積してほしいという観点から質問いたします。

それで、2日の日でしたか、全員協議会がありまして、町長は、これから正式に畜協へ挨拶に行くのだと、町が欲しいから何とか譲ってくれないかと。それは今の議会が終わってからということで、よろしいでしょうか。その点から。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり今の議会が終わって、それで正式にそういう相談の申し入れというのをしたいといふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） ぜひ行ってほしいなと思っています。そういうわけで、相手があることでお願いしたいことは、畜協の問題になるわけですので、いろいろ役員会を開いたり、総会総代会というのですか、開いたり、いろいろあるわけですがけれども、流れとしてどうなりますかね。来年度からでも、仮の話をすれば、また変になってしまうかもわかりませんが、ゴースインが出たら。答えられないというのなら答えなくて、まだはっきりしないからと、それでいいですけども、まず畜協でいいよということになりましたら、平成28年度の当初予算にも、その不動産鑑定士の評価を得た、そういうのをやるのか、もう体育館は、私は喫緊の課題だと思っていますから、優先順位が高くて、その辺の流れとして知り得る範囲内で、答えられる範囲内で述べていただければありがたいかなと。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 前もってのやっぱり、多少の打診というのはしてありましたけれども、きちんとやらないと何とも言えないと、正式にというのは、面積も大きいし、いろいろな建物もいっぱい建っております。その辺、価格面でのお互いの調整というのはできるのか、非常にやってみないとわからない。まず、それからになると思います。その辺の進め方によっては、また当然皆さんと御相談を申し上げて進めるということにしたいと。

○議長（田嶋輝雄君） 11番議員。

○11番（松本祐一君） ぜひ、相手のあることですから、よろしくお願ひしたいなと思います。

それで、優先順位があるはずですが、もちろん公共施設の中で、体育館のあれは1位だと思ひますけれども。この前ですか、附田議員がこれから縮む社会になるのだと、これもキーワードになると思うのですよね。2040年には人口が恐らく、創生会議で半分ぐらいになるだろうという追及されているわけですから、その縮む社会も考えていかなければならない。

もう1点は、財政の問題で、やっぱり財政規律は守らなければならない。この3点を考慮して、ぜひ私はやっぱり集積すべきだと、時間はかかるかも知ひりませんが、ぜひお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁はいいですか。

○11番（松本祐一君） いいです。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 先ほどから、11番議員からいろいろな話があるけれども、逆の考え方も考えていただきたいなど。逆に言えば、本来1等地というか一番いいところ、これは前にも11番議員が、ラスベガスの話をしましたけれども、基盤の目にして、「ブリーズ・カム・イン」という形で大きな町ができました。その後に庁舎がどこに行くかという形で、今の場合は駅前南であれ、北であれ、まだ、ちゃんとした道路も設備もなっていないし、それから畜協の隣もあるし、それからもとの七戸生コンも別のほうに行ったのだけれども、そこもきちんとした整備もなっていないし、ある程度、基盤の目にするぐらいにして、一番いいところを業者、企業なりに商売をする人に与えるのが、私は普通かと思うのだけれども、今、きちんとした時点ではなくて、一番いいところではないですか。一番いいところは誰でも欲しいのですよ、商売をする人はもっと欲しいのですよ。ということを考えてやれば、私は、また逆だなというふうに、11番議員に反論するわけですが、もし合併特例債で道路を基盤の目にやれるのだったら、私は、先に他町村、他県から引っ張ってくる、道路づくりが正規かと思うのですけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求めますか。

○10番（田嶋弘一君） はい、必要です。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 駅周辺の整備事業ということで、土地区画整備事業をやりました。道路をつくる、水道の設備をつくる、あるいはまた電気だと。基盤の目では残念ながら若干なっていないところがありますけれども、それで21.9ヘクタール、これがまず区画整理事業でやったわけですよ。あれは、それこそ、今、町の所有というのはほとんどありません。個人の所有ということで、いわゆるかなり細かくなっています。ただ、町の公共施設の場合は、やはりかなりの面積が必要ということになりますし、もちろんあの周辺にもいろいろ土地がありますけれども、かなり所有が細かくなっています。その中には、いわゆる相続しないで、なかなか取得できないような場所もあると。そういったことを考えると、やっぱり所有者が1人ということで、あの場所は比較的駅からも300メートル余りということで近いと。ということで、一応一番いい場所ではないかということで計画をいたしました。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、19ページ、4款1項1目保健衛生総務費から、31ページ、13款1項5目農業集落排水事業特別会計繰出金まで、発言を許します。

12番。

○12番（田嶋政義君） 29ページの教育費、10款に関連して、確かに一般質問はしました。けれども余り詳しくはできない面もありましたけれども、今、こうして見たら、きょう、こういうのを渡されたのですが、平成25年から、この前も話しして、準備して

いたのであれば、平成25年は割と回数が多くて、平成26年は2回ですか3回ですか、2回ですね。平成27年はないのですよ。平成28年に何回か開いていると。そういうも  
とで、ずっとこれを見ると役場庁舎の問題で土地の購入、公共施設の購入について、ず  
っと会議を役場内でやってきました。それで我々もその話をして、平成28年、ことしにな  
ってから急遽、体育館の話が出てきているように思います。であれば、私、特に教育長にお  
願いしたいのですが、こういう段階であれば、この前、教育長とかには言ったのですが、  
町部局もやっぱり教育委員会と町は、もう別の社会ですから、当然町側が計画したものを  
教育委員会のほうにも、きちっとして、教育長を中心とした教育委員会関係者で、私は生  
涯学習施設をつくる、体育館をつくるのであれば、そういう視察とか、また議会のほうと  
も一緒に行って見てくるとか。たまたま、ことしは岩手国体ですから、近くに立派な体育  
館がありますし、ただ、一番複合施設で、体育館の中に、教育の文化ホールみたいなコ  
ミュニティみたいなをつくるとかあるのですが、私は体育関係で、ずっと東北はもちろ  
ん、ずっと歩くのですが、やはりなかなか体育館の中にそういうものを入れてやるとい  
うのは、また施設として余り好まない。まして、公民館にするために、たまたま今の役場  
庁舎を大規模改修するのであれば、私は、七戸町の議場は300人から400人、どんど  
んこれから町民が減るのであれば、そのくらいの教育委員会の活動として、あそこを拠点  
にして、あれからやってもらえれば、その辺を検討してもらいたい。これは前に町長に  
1回言ったことがあるのですが、議場を何とか改修できないかという話をしたことがあ  
るのですが、そういうことで、やはり町長部局のほうも、ぜひ、企画調整課長に言いま  
した、これから会議を開く場合には、教育委員会と連絡を密にして、お互いに何が一番い  
いのか。もう恐らくさっき11番議員が、体育施設は喫緊の課題であるというのであれば、  
余り急ぐといっても、その辺の視察をきちっとして、一番いいのは岩手国体を見ながら花  
巻とかあの辺へ行けば立派な施設があります。あの県の体育施設と市の体育施設を廊下で  
つないでいる立派な施設があります。これはうちの体育館の倍以上の大きさの市の体育館  
と、隣に県のフットサル専用の、それもフットサルをやめて普通の体育館にして市が管理  
していますが、そういうのもすぐ見れますし、富士大学に行けば、もう立派な300メー  
トルのトラックの中に40メートル、20メートルのコートを4面取れる体育館もありま  
す。そういうのもありますので、ぜひ私は、視察等を教育委員会もしていただいて、やは  
りいろいろと両方でいい案を出して、よろしくお願ひしたいと、その後に庁舎の問題もあ  
ります。

先ほどは、町長は区画整理はもう終わって、我々も土地はかなり取られました、区画整  
理で。それでも畜協のそばまで区画整理終わってますので、私なら問題ないと思ってい  
ますので、その辺も踏まえてよろしくお願ひして、要望しておきますので、答弁はいいで  
す。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 28ページ、5目の美術館工事費。工事費とも関連するのだけれども、内容的に例えば、この間も我が町で東京のアメ横に行って何とか我が町に来てください、住むならば七戸町という形で一生懸命PR等をしてきましたけれども、昨年度、北海道から、いい青年が来て、この七戸町に住みたいという形で来たのだけれども、途中でほかの地域に行ったという話なのですけれども、その間の指定管理費がどういうふうになっているのか、返還になっているのか。またもう一つ、いくら我が町に住んでくださいと言いながらも、我が町で受け入れ態勢の勉強会をしなければ、決して私はいいい方向に行かないと思います。

七戸町は七戸町のしきたりがきちんとあるのだと、やっぱりそういうことも必要であるし、農家地帯に行けば昔の人がいて、それなりの言い分もあるし、それでもということをお互いに話し合ってから定住するという形が必要かと思っています。

それから、先ほど、総合戦略のほうで若い人が住んでいると。私もこのごろ若い夫婦が入ってきたなど。できればどういう地域に、まちなかに入っているのか、郊外地区に入っているのか、今の若い人がどこを要望しているのかなというデータが出てくると思うのですけれども、大体若い人たちはどの辺の近くが、どういうところに来ようとしているのかデータがありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） ただいまの質問にお答えします。

まず、指定管理費の減額について、どうなっているのかという御質問かと思いますが、まず、3月議会でも人員配置できないということで、いろいろ議会のほうからも御指摘いただいておりますが、平成27年度分の指定管理費については人員配置できなかった1月、2月、3月の人件費分について、美術館と協議の上、返還していただいております。以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

先ほどのヤングファミリーからの話になりますけれども、ヤングファミリーはアパートとか、そういうのが中心になりますので、ヤングファミリーを使用される方は、どちらかと言うとアパートが建っている町部のほうが、まず多いのですけれども、これからはアンケートの中でいろいろとっていきます。その中でも、どういうところの例えばいなか暮らしの一軒家が希望という方もいらっしゃると思うので、その辺のところはまだ、具体的なデータはございませんので、そういうのを整理していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） この美術館のほうは、お金が返還ということになったらしいのだけれども、私はコマーシャルとして県外から来て、途中でやめたとなれば、かえって我が町のマイナスになるということを言いたいので、だからこれから農業をする人であれ、

いろいろなところから呼んでくるのだけれども、きちんとしたシナリオというか、そういうのをつくりないと、かえって我が地域がマイナス、帰った人は、あそこは余りよくなかったと言われるも、いや、いいよいよと、お前らも来いよと言われるような形づくりが、私は必要かと思うのですけれども、そういうもう少し受け入れ態勢、県外から受け入れる場合は、もう少し我々も勉強する、研修なりをみっちりやる必要があると思うのですけれども、それもこれからつけ加えてやるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） その移住関係で入ってくる、今、議員がおっしゃるとおり、先進地のところは、まず本当に、地域に入ってくるわけですから、地域の方々と、どれだけうまく混ざっていくか非常に大事です。なので、そこにリーダーみたいな方がいて、その中で地域で話し合っ、それから受け入れるというのが結構あります。なので、我々も今、おっしゃるとおり、片一方では来い来いだけではなくて、やはり来たときにどうなのかという体制も同時に進めていかないと、来てもなかなかそこに馴染めないということも起こり得るので、それはおっしゃるとおり、そういう形を進めていくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員、よろしいですね。

○10番（田嶋弘一君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） なければ、次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号平成28年度七戸町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（田嶋輝雄君） ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほど、三上議員に対しての答弁漏れがありましたので、企画調整課長より答弁をお願いいたします。

○企画調整課長（高坂信一君） お答えいたします。

先ほどの三上議員の御質問ですけれども、七戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の中で、これは県外からの企業に措置されるものかという御質問でしたが、確認いたしましたところ、これは県内、県外にかかわらず、この要件を満たしていれば対象となるということです。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員、よろしいですか。

○15番（三上正二君） はい、わかりました。

---

#### ○日程第18 議案第41号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第18 議案第41号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第19 議案第42号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第19 議案第42号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第42号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第43号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 議案第43号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第43号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第44号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第21 議案第44号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第45号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議案第45号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第45号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 議案第46号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 議案第46号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第46号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第47号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第24 議案第47号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
水道事業会計全般にわたり発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第47号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第25 諮問第1号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第25 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ○日程第26 報告20号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第26 報告第20号平成27年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第20号平成27年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ○日程第27 発議第1号及び日程第28 発議案第2号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第27 発議第1号奨学金制度の充実等を求める意見書の提出について及び日程第28 発議第2号寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番岡村茂雄君。

○5番(岡村茂雄君) 今回出しました意見書の提案につきまして、若干御説明いたします。

まず、奨学金制度の充実等を求める意見書(案)についてですけれども、今、日本の経済が低迷していることから、1世帯当たりの年収が下がり続ける中で、国の政策もあって学費が高騰しています。そのようなことから、教育費の負担が家計を圧迫しております。そのため高等学校や大学に進学したくても親の安定した収入が見込めないために、奨学金を利用しなければならない人がふえております。

しかし、非正規労働者の増加などで、収入や雇用が安定せず、卒業後に奨学金の返還ができずに苦しんでいる若者が急増していることが問題視されております。

当町でも、奨学金制度を設けて若者への支援を行っていますが、返済に困っている人もおります。このような負の連鎖が将来の少子化につながることであれば、国家的な問題に

もなりかねません。

また、国でも給付型奨学金の検討を始めるとしておりますが、財源的な事情などから実施の先行きが不透明でございます。そこで、政府において学習意欲と能力のある若者が、家庭の経済事情にかかわらず安心して学業に専念できる環境を整えることを求めるために、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出することを提案するものです。

どうぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

次に、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書（案）についてでございます。

寡婦控除については、意見書（案）の中で大まかに説明してありますが、この案件は同じ母子家庭でありながら結婚歴のある母子世帯だけに限定されている優遇措置制度を改めることでございます。

寡婦という意味は、夫と死別または離婚をしている女となっておりますが、未婚の母子世帯も結果的には結婚歴のある母子世帯と同じであると言えます。それを寡婦という用語の解釈で差別された扱いをすることは問題であると思います。

平成25年に改正されました民法においては、同じ親子でも結婚しているかどうかで相続権を差別するということが、憲法違反であるということから法律が改正されております。昨年の安全保障関連法案の審議を契機に、憲法とは何なのかということがクローズアップされておりますが、この問題も基本的人権や法のもとの平等を定めた憲法に照らし合わせて考えますと、民法と同様に法律の改正が必要であります。

そのため未婚の母子世帯の母子の人権の擁護と経済的な救済のために、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出することを提案するものです。

これもあわせて皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者による一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので質疑を終結します。

これより、一活討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、順次採決します。

まず、発議第1号について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがって、発議第1号奨学金制度の充実等を求める意見書の提出については、原

案のとおり可決されました。

次に、発議第2号について採決します。

本案の採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、発議第2号寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第29 議員派遣について

○議長(田嶋輝雄君) 日程第29 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣についてにつきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○追加日程第1 議案第50号から追加日程第4 議案第53号まで

○議長(田嶋輝雄君) 次に、追加案件に入ります。

議案第50号から議案第53号の4件の追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいま提出をいたしました全議案、原案どおり可決くださいまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮に存じますが、追加議案がございますので概要について御説明いたします。

議案第50号物品購入契約の締結については、七戸町消防団七戸第4分団消防ポンプ自動車購入の指名競争入札を平成28年5月27日に実施したところ、有限会社青森県消防設備に落札となり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものです。

議案第51号物品購入契約の締結については、スクールバス購入の指名見積入札を平成28年5月27日に実施したところ、青森三菱ふそう自動車販売株式会社十和田営業所に

落札となり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものであります。

議案第52号工事請負契約の締結については、七戸中学校屋外運動場改修工事の条件付一般競争入札を平成28年6月3日に実施したところ、田中土木・小坂興業特定建設工事共同企業体に落札となり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものです。

議案第53号工事請負契約の締結については、七戸中学校東側駐車場整備工事の条件付き一般競争入札を平成28年6月3日に実施したところ、石田産業株式会社に落札となり、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものであります。

以上、4議案についての追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第50号物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第50号物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第51号物品購入契約の締結について（スクールバス購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第51号物品購入契約の締結について（スクールバス購入）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第52号物品購入契約の締結について（七戸中学校屋外運動場改修工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番議員。

○4番（呷 清悦君） 七戸中学校のまず校舎が、もう老朽化しているということを聞いてますけれども、グラウンドを今、整備した場合に、仮に校舎を耐震補強を改修工事するとか建て直すといった場合に、今、この敷地内でそれが可能なような計画も同時に検討はされたかと思えますけれども、それについて伺います、将来の見通しですね。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

グラウンド整備を行った後、校舎を大規模改修するときに、要は影響がないかという御質問かと思えますが、校舎の改修に関して全然問題ないと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号工事請負契約の締結について（七戸中学校屋外運動場改修工事）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第53号工事請負の締結について（七戸中学校東側駐車場整備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号工事請負契約の締結について(七戸中学校東側駐車場整備工事)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、平成28年第2回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時48分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成28年6月8日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員